



(電子版)

info@jikosoren.jp

2020年 第37号 2020年10月20日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

準特定地域は8増えて128地域 10・1公示 コロナ対応で指定解除は見送り

国交省各運輸局は10月1日付で準特定地域の指定・解除を公示しました。今年は、新型コロナウイルスの影響で需要が落ち込んでいるため、国交省が「指定を解除することによって供給過剰となるおそれがあると認められる場合は、2021年9月30日まで指定の解除を見送る」との通達を出したことから、解除されたところはなく、8地域が新たに指定（再指定）されました（2ページに一覧表）。特定地域が解除されて準特定地域になったところは12地域あります。

特定地域は、輸送実績によって毎年見直されますが、今年は3月末で12地域が解除されました（下表）。

タクシー特定地域特措法 特定地域 (2020年10月1日現在)

運輸局	都道府県	営業区域名	最初の指定日 (期間3年)	延長指定日 (再延長)	期限
東北	宮城	仙台市	2015年6月1日	2018年6月1日	2021年5月30日
関東	東京	南多摩交通圏	2016年7月1日	2019年7月1日 2020年3月12日	2022年6月30日
北陸信越	新潟	新潟交通圏	2015年8月1日	2018年8月1日 2019年4月1日	2021年7月31日
	長野	長野交通圏	2015年8月1日	2018年8月1日	2021年7月31日
	大阪	河北交通圏	2018年9月1日		2021年8月31日
	大阪	北摂交通圏	2019年7月1日		2022年6月30日
中国	広島	広島交通圏	2015年7月1日	2018年7月1日 2019年4月1日	2021年6月30日
九州	福岡	北九州交通圏	2015年8月1日	2018年8月1日	2021年7月31日
	長崎	長崎交通圏	2015年8月1日	2018年8月1日	2021年7月31日
	福岡	福岡交通圏	2015年11月1日	2018年11月1日 2019年4月1日	2021年10月31日

* 再指定・指定延長、暫定延長には特定地域協議会での合意が必要。期限前でも輸送実績で解除されることがある。

(2020年解除)

最初の指定日

北海道	北海道	札幌交通圏	2015年11月1日	●2020年3月31日解除
関東	栃木	宇都宮交通圏	2016年7月1日	●2020年3月31日解除
	埼玉	県南中央交通圏	2016年7月1日	●2020年3月31日解除
	千葉	京葉交通圏	2016年7月1日	●2020年3月31日解除
	千葉	東葛交通圏	2016年7月1日	●2020年3月31日解除
	千葉	千葉交通圏	2016年7月1日	●2020年3月31日解除
北陸信越	富山	富山交通圏	2016年7月1日	●2020年3月31日解除
近畿	兵庫	神戸市域交通圏	2015年9月1日	●2020年3月31日解除
	大阪	大阪市域交通圏	2015年11月1日	●2020年3月31日解除
九州	大分	大分市	2015年7月1日	●2020年3月31日解除
	鹿児島	鹿児島市	2015年8月1日	●2020年3月31日解除
	福岡	久留米市	2016年7月1日	●2020年3月31日解除

【今号の目次】

1 ページ 特定地域・準特定地域指定状況

3 ページ 労働関係法・改善基準違反率、指導・送検状況

タクシー特定地域特措法 準特定地域（2020年10月1日現在、全国の営業区域の総数618地域）

（変遷） 09.10.1-最初の指定142地域、14.1.27-改正法で準特定地域に移行155、
14.10.31=153、15.10.1=130、16.10.1=116、17.10.1=114、18.10.1=110、
19.10.1=108、20.4-特定地域指定解除で追加12、20.10.1-追加8

運輸局等	都道府県	準特定地域（★首長要請による）	計 128	
北海道	北海道	小樽市、函館交通圏、北見交通圏、旭川交通圏、札幌交通圏=4.1特定地域解除で追加	5	5
東北	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏	3	11
	岩手	盛岡交通圏、一関交通圏	2	
	秋田	秋田交通圏	1	
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市	4	
	山形	山形交通圏	1	
関東	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、西多摩交通圏	3	25
	神奈川	県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏、京浜交通圏	4	
	千葉	市原交通圏、京葉交通圏=4.1特定地域解除で追加、東葛交通圏=同、千葉交通圏=同	4	
	埼玉	県北交通圏、県南西部交通圏、県南中央交通圏=4.1特定地域解除で追加、県南東部交通圏=10.1追加	4	
	群馬	中・西毛交通圏=10.1追加、東毛交通圏=同	2	
	茨城	水戸県央交通圏、県西交通圏、県南交通圏、県北交通圏	4	
	栃木	県南交通圏、塩那交通圏、宇都宮交通圏=4.1特定地域解除で追加	3	
	山梨	甲府交通圏	1	
北陸信越	新潟	長岡交通圏、上越交通圏、新発田市A、柏崎市A★	4	12
	長野	松本交通圏、上田市A、飯田市A	3	
	富山	高岡・氷見交通圏、砺波市B・南砺市★、富山交通圏=4.1特定地域解除で追加	3	
	石川	南加賀交通圏、金沢交通圏=4.1特定地域解除で追加	2	
中部	愛知	知多交通圏、尾張北部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏、東三河南部交通圏=10.1追加	5	20
	静岡	静岡交通圏、沼津・三島交通圏、富士・富士宮交通圏、藤枝・焼津交通圏、磐田・掛川交通圏、浜松交通圏	6	
	岐阜	大垣交通圏、高山交通圏★、美濃・可児交通圏、東濃東部交通圏★、東濃西部交通圏	5	
	三重	津交通圏=10.1追加、松阪交通圏=同	2	
	福井	福井交通圏、武生交通圏★	2	
近畿	大阪	河南B交通圏、大阪市域交通圏=4.1特定地域解除で追加	2	14
	京都	京都市域交通圏	1	
	兵庫	東播磨交通圏、神戸市域交通圏=4.1特定地域解除で追加	2	
	奈良	生駒交通圏、中部交通圏、奈良市域交通圏	3	
	滋賀	大津市域交通圏、湖東交通圏、湖南交通圏、中部交通圏、湖北交通圏	5	
	和歌山	和歌山市域交通圏	1	
中国	広島	呉市A、福山交通圏、東広島市、尾道市=10.1追加	4	17
	鳥取	鳥取交通圏、米子交通圏、倉吉交通圏★	3	
	島根	松江交通圏、出雲交通圏	2	
	岡山	岡山市、津山市、倉敷交通圏	3	
	山口	山口市、下関市、宇部市、周南市、防府市	5	
四国	香川	高松交通圏、中讃交通圏	2	7
	徳島	徳島交通圏	1	
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏	3	
	高知	高知交通圏	1	
九州	福岡	筑豊交通圏、久留米市=4.1特定地域解除で追加、大牟田市=10.1追加	3	16
	佐賀	佐賀市、唐津市	2	
	長崎	佐世保市、諫早市	2	
	宮崎	延岡市、都城交通圏、宮崎交通圏	3	
	熊本	八代交通圏、熊本交通圏	2	
	大分	別府市、大分市=4.1特定地域指定解除で追加	2	
	鹿児島	鹿児島空港交通圏、鹿児島市=4.1特定地域指定解除で追加	2	
沖縄	沖縄	沖縄本島	1	1

厚労省 労基法・改善基準違反率、指導・送検状況 2019年 労働法令違反 タク91% バス77%

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令・改善基準告示の違反状況の2019年分が公表されました。

◎監督指導の状況

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令・改善基準告示の違反状況

平成31・令和元年(2019)年1～12月、厚生労働省労働基準局監督課

		トラック	バス	ハイヤー・タクシー	その他	合計
監督実施事業場数		3,222	246	323	492	4,283
労働基準関係法令違反事業場数		2,672 82.9%	189 76.8%	295 91.3%	382 77.6%	3,538 82.6%
主要違反事項	労働時間	1,738 53.9%	92 37.4%	161 49.8%	205 41.7%	2,196 51.3%
	休日	137 4.3%	7 2.8%	14 4.3%	16 3.3%	174 4.1%
	割増賃金	723 22.4%	50 20.3%	108 33.4%	139 28.3%	1,020 23.8%
改善基準告示違反事業場数		1,940 60.2%	123 50.0%	122 37.8%	201 40.9%	2,386 55.7%
改善基準告示違反事項	総拘束時間	1,229 38.1%	79 32.1%	68 21.1%	103 20.9%	1,479 34.5%
	最大拘束時間	1,440 44.7%	72 29.3%	84 26.0%	129 26.2%	1,725 40.3%
	休息期間	1,068 33.1%	28 11.4%	22 6.8%	87 17.7%	1,205 28.1%
	最大運転時間	587 18.2%	21 8.5%		38 7.7%	646 15.1%
	連続運転時間	924 28.7%	33 13.4%	2 0.6%	85 17.3%	1,044 24.4%

注1 「労働基準関係法令の違反事業場数」「改善基準告示違反事項」欄は、何らかの労働基準関係法令、改善基準告示の違反が認められた事業場数

2 下段は、監督実施事業場数に対する割合(%)

3 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場背使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）

4 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

5 連続運転時間のハイヤー・タクシーの欄に2とあるのは、タクシー会社が運行するバスの違反

自動車運転者を使用する事業場に係る
労働基準関係法令違反・改善基準告示違反の年別推移

厚生労働省労働基準局監督課

上段：監督実施事業場数／中：労働基準関係法令違反事業場数／下：改善基準告示違反事業場数

年 (1～12月)	項目	トラック関係	バス業		ハイヤー・ タクシー業		その他		合計		
H1 1989	監督実施	4,404		72		1,080		-		5,556	
	法令違反	-		-		-		-		-	
	告示違反	2,296	52.1%	28	38.9%	569	52.7%	-	-	2,893	52.1%
H20 2008	監督実施	2,581		324		667		353		3,925	
	法令違反	2,102	81.4%	259	79.9%	588	88.2%	276	78.2%	3,225	82.2%
	告示違反	1,656	64.2%	196	60.5%	370	55.5%	141	39.9%	2,363	60.2%
H21 2009	監督実施	2,485		254		751		371		3,861	
	法令違反	1,980	79.7%	195	76.8%	671	89.3%	282	76.0%	3,128	81.0%
	告示違反	1,516	61.0%	140	55.1%	385	51.3%	140	37.7%	2,181	56.5%
H22 2010	監督実施	2,666		177		779		371		3,993	
	法令違反	2,159	81.0%	144	81.4%	660	84.7%	274	73.9%	3,237	81.1%
	告示違反	1,687	63.3%	109	61.6%	341	43.8%	150	40.4%	2,287	57.3%
H23 2011	監督実施	2,789		214		639		389		4,031	
	法令違反	2,264	81.2%	170	79.4%	554	86.7%	284	73.0%	3,272	81.2%
	告示違反	1,774	63.6%	133	62.1%	296	46.3%	136	35.0%	2,339	58.0%
H24 2012	監督実施	4,325		570		552		560		6,007	
	法令違反	3,517	81.3%	518	90.9%	482	87.3%	407	72.7%	4,924	82.0%
	告示違反	2,751	63.6%	415	72.8%	241	43.7%	233	41.6%	3,640	60.6%
H25 2013	監督実施	3,016		363		523		377		4,279	
	法令違反	2,500	82.9%	282	77.7%	464	88.7%	267	70.8%	3,513	82.1%
	告示違反	1,980	65.6%	174	47.9%	222	42.4%	134	35.5%	2,510	58.7%
H26 2014	監督実施	2,765		262		502		378		3,907	
	法令違反	2,311	83.6%	195	74.4%	438	87.3%	296	78.3%	3,240	82.9%
	告示違反	1,845	66.7%	147	56.1%	206	41.0%	175	46.3%	2,373	60.7%
H27 2015	監督実施	2,783		226		486		341		3,836	
	法令違反	2,390	85.9%	184	81.4%	410	84.4%	274	80.4%	3,258	84.9%
	告示違反	1,944	69.9%	123	54.4%	208	42.8%	154	45.2%	2,429	63.3%
H28 2016	監督実施	3,105		487		405		384		4,381	
	法令違反	2,585	83.3%	386	79.3%	351	86.7%	310	80.7%	3,632	82.9%
	告示違反	2,088	67.2%	265	54.4%	166	41.0%	180	46.9%	2,699	61.6%
H29 2017	監督実施	4,295		276		391		474		5,436	
	法令違反	3,607	84.0%	231	83.7%	347	88.7%	379	80.0%	4,564	84.0%
	告示違反	2,963	69.0%	159	57.6%	176	45.0%	218	46.0%	3,516	64.7%
H30 2018	監督実施	5,109		350		462		610		6,531	
	法令違反	4,271	83.6%	261	74.6%	392	84.8%	500	82.0%	5,424	83.1%
	告示違反	3,419	66.9%	177	50.6%	150	32.5%	260	42.6%	4,006	61.3%
H31・R1 2019	監督実施	3,222		246		323		492		4,283	
	法令違反	2,672	82.9%	189	76.8%	295	91.3%	382	77.6%	3,538	82.6%
	告示違反	1,940	60.2%	123	50.0%	122	37.8%	201	40.9%	2,386	55.7%

注. - は調査・集計の項目が異なる

監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

◎事 例（バス）

路線バス及び貸切バスを運行する会社に対して監督指導を実施

【概 要】

- 運転者の中に、1日の拘束時間が上限の16時間を超える日があり、1週間の平均拘束時間が65時間を超え、連続運転時間が上限の4時間を超え5時間半となっている者が認められた。
- 運転日報により労働時間等を把握していたが、手待ち時間と休憩時間が区別されておらず、休憩の取得状況が不明となっていた。
- 常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、衛生管理者を選任していなかった。

【指導内容】

- 1 運転者の1日の高速時間が16時間を超えていること、4週間を平均した1週間の拘束時間が65時間を超えていること、連続運転時間が4時間を超えていることについて是正勧告した。

指導事項⇒改善基準告示違反

（最大拘束時間、1週間当たりの拘束時間、連続運転時間）

- 2 手待ち時間と休憩時間を適正に把握できるような労働時間管理方法について指導した。

指導事項⇒労働時間の適正把握

- 3 有資格者の中から衛生管理者を選任するよう是正勧告した。

指導事項⇒労働安全衛生法第12条違反（衛生管理者）

【指導後の会社の取組】

- 拘束時間が長い2便の運行を2人乗務が可能な他の営業所に振り分けることや、勤務終了後継続8時間の休息期間を確保することが困難な場合には他の乗務員と交替するなどの取組により、1日の拘束時間が16時間以内、1週間当たりの平均拘束時間が65時間以内となった。
- 連続運転時間については、運行指示書において運転2時間につき15分以上の休憩を取ることを明記し、点呼時にも確認することにより、最大4時間以内とした。
- 運転日報に休憩時間を区別して記載した。
- 第一種衛生管理者の資格を有する労働者を衛生管理者に選任した。

（参考）バス運転者に係る改善基準告示

4週間を平均した1週間当たりの拘束時間

：原則65時間以内（労使協定締結の場合、71.5時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

休息期間：勤務終了後、継続8時間以上

連続運転時間：4時間以内

最大運転時間：原則 2日平均で1日9時間、4週平均で1週間40時間

◎事例（タクシー）

賃金が最低賃金額を下回っているおそれのあるタクシー会社に対して監督指導を実施

【概要】

- 運転者の賃金が、運賃収入に応じた歩合給により支払われていたが、支給割合が段階的に上がる、いわゆる「累進歩合給」となっていた。
- 歩合給の額が低い運転者の賃金が、最低賃金額を下回っていた。
- 運転者の中に、1か月の時間外労働が36協定の上限を上回る約100時間となっている者が認められた。

【指導内容】

- 1 いわゆる「累進歩合給」は、長時間労働等を極端に誘発するおそれがあることから、賃金制度の見直しを指導した。

指導事項⇒累進歩合制度の廃止

- 2 最低賃金額以上の賃金を支払うよう、是正勧告するとともに、全労働者について同様の事案がないか確認を行うよう指導した。

指導事項⇒最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）

- 3 36協定の上限時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

指導事項⇒労働基準法第32条違反（労働時間）、長時間労働の削減

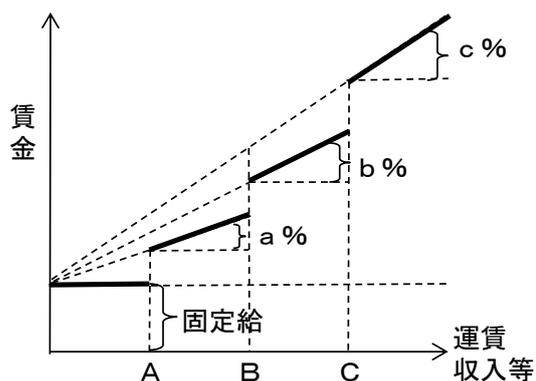
【指導後の会社の取組】

- 就業規則を変更して累進歩合制度を廃止した。
- 運転者の賃金体系を労働時間に応じて支払う方法に変更し、最低賃金額との差額を支払った。
- 違法な時間外労働を解消するとともに、時間外労働時間の状況を逐次把握し、必要に応じて労働者に声かけ等を行うことで、時間外労働の削減を図った。

（参考）

○ 累進歩合制度の廃止について

累進歩合制度とは、運賃収入等に応じて歩合給が定められている場合に、その歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」などをいう（下図参照＝次ページ）。累進歩合制度は、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、採用することは望ましくないとして、その廃止を指導している。



- 運賃収入等が A 以下の場合
賃金 = 固定給
- 運賃収入等が A を超え B 以下の場合
賃金 = 固定給 + 運賃収入等 × 歩率 a %
- 運賃収入等が B を超え C 以下の場合
賃金 = 固定給 + 運賃収入等 × 歩率 b %
- 運賃収入等が C を超えた場合
賃金 = 固定給 + 運賃収入等 × 歩率 c %
(a < b < c)

○ タクシー運転者に係る改善基準告示

- 1 か月の総拘束時間：原則299時間以内（車庫待ち等の運転者については、労使協定締結の場合、322時間以内）
- 1 日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても原則16時間以内
- 休息期間：勤務終了後、継続8時間以上
- 休日労働：2週間について1回以内

◎送検状況

重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は、業種ごとに次のとおりであった。

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31・令和元年 (2019)
トラック	50	42	38
バス	2	4	1
ハイヤー・タクシー	6	5	5
その他	3	8	2
合計	61	59	46

◎国土交通省との連携

地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況】

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年・令和元年 (2019)
労働基準監督機関から 通報した件数	1,133	1,063	692
労働基準監督機関が 通報を受けた件数	519	539	527

地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

※開始年度：ハイヤー・タクシー事業場（平成18年度）

トラック事業場及びバス事業場（平成20年度）

【合同監督・監査の実施状況】

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年・令和元年 (2019)
トラック	110	99	109
バス	16	20	16
ハイヤー・タクシー	60	43	44
合計	186	162	169

◎厚生労働省の発表全文は同省ホームページ参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13974.html